

高松市研究開発事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者が、新製品や新サービスの開発、試作品の作成及び既存製品の高付加価値化を図るために研究開発を実施する事業に要する経費の一部について、予算の範囲内で高松市研究開発事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めることにより、その成長を志向する市内の中小企業者を後押しし、もって地域経済の活性化が促進されることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号。以下「法」という。)第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいう。
- (2) 会社 株式会社(特例有限会社を含む。)、合名会社、合資会社、合同会社及び士業法人をいう。
- (3) 士業法人 監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人及び行政書士法人をいう。
- (4) コンソーシアム 2以上の者を構成員として、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)の実施を目的とする組織(大学等を含み、国、県その他地方公共団体及びその関連団体を除く。)をいう。
なお、法人格を有するものであることを要しない。
- (5) 大学等 大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学をいう。)、高等専門学校及び国立(公設)試験研究機関をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業者であって、次のいずれかに該当する者であること。

ア 市内に住所を有する個人

イ 市内に主たる事業所を有する会社

ウ 法第2条第1項第6号から第8号までに掲げる者であって、市内に主たる事務所を有するもの

(2) 事業収入を得ている者であること。

(3) 今後も市内で事業を継続する意思を有している者であること。

(4) 次条第1項第2号に掲げるコンソーシアム枠での交付の申請をしようとする者にあつては、コンソーシアムを組織し、当該コンソーシアムにおいて実施する研究開発の主体的な役割を担う者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当する者（以下「みなし大企業」という。）

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の者であつて、事業を営む法人をいう。以下同じ。）が所有している者（個人を除く。この号において同じ。）

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者

(2) 第7条に規定する補助金の交付の申請の日（以下「交付申請日」という。）において、市区町村税のうち納期限の到来した税額を滞納している者

(3) 過去に本補助金又は高松市中小企業等環境変化対応補助金交付要綱（令和6年4月9日制定）で定める補助金の交付を受けている者

(4) 補助対象事業と同一の事業に対して、国、県その他各種団体等からこの要綱で定める補助金とは別の補助金の交付を受けた、又は受ける予定の者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員

又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している
と認められる者

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律
第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営
業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する「接客
業務受託営業」を行う者

(7) 政党その他の政治団体

(8) 宗教上の組織又は団体

(9) 法人格のない任意団体

(10) 交付申請日において高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告
示第403号）に基づく指名停止措置が講じられている者

(11) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助することが適当でないと認めた
者

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、実用化につながる新製品や新サービスの開発、試作
品の作成及び既存製品の高付加価値化を図るために研究開発を実施する事業
であって、交付申請日から概ね3年以内に商品化を目指すものであり、次の
各号に掲げる実施形態による補助対象事業の区分の意義は、当該各号に定め
るものとする。ただし、国、県その他各種団体等の他の補助金と重複する事
業については、補助対象事業に含まないものとする。

(1) 単独枠 補助対象者が単独で実施するもの。

(2) コンソーシアム枠 補助対象者をその構成員の一人とするコンソーシ
アムにおいて実施するもの。

2 前項の規定にかかわらず、当該コンソーシアムの構成員に前条第2項第2
号から第11号までに掲げる者のいずれかに該当するものが含まれている
場合は補助対象事業としない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、
補助対象事業の実施に必要な経費（消費税及び地方消費税の額に相当する額
は含まない。）のうち、別表の補助対象経費欄に掲げるものその他市長が必要

と認めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、コンソーシアム枠に該当するコンソーシアムの構成員相互間の取引（別表に掲げる補助対象経費のうち、委託費及び専門家謝金・旅費に係る取引に限る。）、金券等の購入費、車両又は不動産の購入費、公租公課、パーソナルコンピュータ等補助対象事業以外の事業への転用が容易と認められる機器等の購入費、文房具等の事務用品その他補助金の目的等に照らし適当でないと市長が認めるものは、補助金の交付の対象としない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第14項に規定する暗号資産をいう。）、割引券その他これに類するもの、金券、商品券又は小切手若しくは手形（いずれも他人が振り出したものに限る。）で支払を行った経費は、補助対象経費に算入しない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、その上限額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 単独枠 150万円
- (2) コンソーシアム枠 300万円

- 2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項及び第2項に規定する補助金の交付の決定に係る審査において、当該補助対象事業の実施内容が地域課題の解決に資するものであると評価したときは、前項中「3分の2」とあるのは、「4分の3」とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高松市研究開発事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。ただし、第3号、第4号及び第12号に掲げる書類は、コンソーシアム枠での交付の申請をする場合に限りその提出を要するものとし、当該枠での交付の申請をする場合においては、第8号から第11号までに掲

げる書類は、コンソーシアムを構成する全ての者について市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業実施スケジュール（様式第3号）
- (3) コンソーシアム体制調書（様式第4号）
- (4) コンソーシアム構成員調書兼同意書（様式第5号）
- (5) 収支予算書（様式第6号）
- (6) 誓約書（様式第7号）
- (7) 補助対象経費の見積書の写し又は当該見積りの額を確認することのできる書類
- (8) 発行後3月以内の履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。）
- (9) 発行後3月以内の住民票の写し（個人の場合に限る。）
- (10) 直近3か年の確定申告書等の写し（個人の場合に限る。）
- (11) 直近3期分の貸借対照表及び損益計算書等（法人の場合に限る。）
- (12) 市外に主たる事業所又は事務所（個人の場合にあっては住所）を有するコンソーシアムの構成員に交付申請日において納期を過ぎた市区町村税に滞納の無いことを証する書類
- (13) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、補助対象事業が次の各号に掲げる基準を満たしているかを審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

- (1) 新規性・革新性
- (2) 市場性・成長性
- (3) 妥当性
- (4) 実現可能性
- (5) 地域経済活性化への波及効果
- (6) 地域課題の解決への寄与度（交付申請書の補助率の欄において補助対象事業の実施内容が地域課題の解決に資するものであり、補助率4分の3を選択することが示されているものに限る。）

(7) その他市長が定める基準

2 市長は、前項の審査に当たっては、原則として中小企業診断士等に対して意見を求め、出された意見を参酌してその決定を行うものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の適否を決定したときは、申請者に対し、高松市研究開発事業補助金交付決定通知書(様式第8号)(以下「交付決定通知書」という。)又は高松市研究開発事業補助金不交付決定通知書(様式第9号)により、その決定の内容及び交付の決定の場合にあってはこれに付する条件を通知するものとする。

(契約等)

第10条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)を遂行するため、次に掲げる契約を締結しようとする場合は、原則として、2者以上の事業者から見積りを徴取し、予定価格の範囲内で最低の価格を提示した者を契約の相手方として選定するものとする。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第2号、第5号、第6号又は第7号の規定の趣旨を踏まえ、複数の事業者から見積りを徴取することが困難又は不相当であると認める場合は、この限りでない。

(1) 1件当たりの金額が100万円(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)を超える売買、請負その他の契約

(2) 中古の物品の購入の契約

(着手届及び完了届)

第11条 補助事業者は、補助事業に着手したときは高松市研究開発事業着手届(様式第10号)を、当該補助事業が完了したときは高松市研究開発事業完了届(様式第11号)を直ちに市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第12条 補助事業者は、補助事業を変更しようとするときは、次の各号に掲げる軽微な変更の場合を除き、あらかじめ高松市研究開発事業補助金変更交

付申請書（様式第12号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第9条の規定により決定の通知を受けた補助金の交付予定額が増額となる変更は認めない。

(1) 次のアからウまでに掲げる条件のいずれかに該当する場合であって補助金の額に影響しない場合

ア 収支予算書の支出の部の区分に応じ計上された額の変更であって経費使用の効率化に資する場合。ただし、補助対象経費の区分に応じ計上された額をその100分の20の範囲内で増加又は減少させるものである場合に限る。

イ 収支予算書の支出の部の内訳欄に記載した経費による購入点数の変更

ウ 収支予算書の支出の部の予算額欄に記載した額から値引きがあった場合又は物価高騰等の影響により増額の価格改定がされた場合

(2) 次のアからウまでに掲げる条件のいずれにも該当する場合

ア 高松市研究開発事業補助金実績報告書（様式第15号）に記載され、又は記載予定の補助金の額が、交付決定通知書に記載された補助金の交付予定額を下回っていること。

イ 交付申請書に添付の事業計画書（様式第2号）に記載した補助事業の目的に変更をもたらすものでなく、かつ、より能率的に、その補助事業の目的の達成に資するものであると認められること。

ウ アに規定するその下回っている額は15万円又は交付決定通知書に記載された補助金の交付予定額に100分の20を乗じて得た額のいずれか小さい額以下であること。

(3) その他市長が適当と認める場合

2 補助事業者は、前項の規定による承認を受けようとする場合は、同項に規定する申請書に次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 変更後の事業計画書（様式第2号）

(2) 変更後の収支予算書（様式第6号）

(3) 変更の内容を確認することのできる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定により提出のあった変更の内容を承認する場合は、

必要な条件を付し、又は第8条第3項の規定により付した条件を変更することができる。

4 市長は、第1項の規定により提出のあった補助事業の変更の承認をしたときは、高松市研究開発事業補助金変更交付決定通知書（様式第13号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

5 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、高松市研究開発事業中止（廃止）承認申請書（様式第14号）を市長へ提出し、その承認を受けなければならない。この場合においては、第9条の規定を準用する。

6 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由その他必要な事項を市長へ報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了をした日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付に係る市の会計年度の2月28日のいずれか早い日までに、高松市研究開発事業補助金実績報告書（様式第15号）に、次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

（1） 事業実績書（様式第16号）

（2） 収支決算書（様式第17号）

（3） 補助事業の執行において締結をした契約書、請書等の写し

（4） 補助対象経費を支払ったことを確認することのできる書類の写し

（5） 補助事業の成果を確認することのできるもの（写真撮影が可能なものである場合はその写真）

（6） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付指令等）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、提出された書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを確認し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、高松市研究開発事業補助金交付指令書（様式第18号）により、補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

(事業実施効果の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して1年を経過した日の後及び補助事業が完了した日から起算して2年を経過した日の後遅滞なく、高松市研究開発事業実施効果報告書(様式第19号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)に記載した売上目標(当該目標に変更がある場合は事業実績書(様式第16号)に記載した売上目標)の実績値が分かる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(決定の取消し及び補助金の返還)

第16条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

(5) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保存しておかなければなら

ない。

(財産処分の制限)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具その他財産（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反してこれを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

2 市長は、前項の規定により市長の承認を受けて補助事業者が取得財産等を処分した場合において、補助事業者が収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(検査等)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をさせることができる。

2 補助決定者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 改正後の第15条及び様式第19号の規定は、この要綱の施行の日以後に第8条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者について適用し、同日前に交付決定を受けた者については、なお従前の

例による。

別表（第5条関係）

補助対象経費	
費目	内容
原材料費	補助事業に直接使用する原材料の購入費（当該補助対象事業の実施に限って使用するものであることを確認することのできるものに限る。）
消耗品費	補助事業に直接使用する消耗品の購入費（当該補助対象事業の実施に限って使用するものであることを確認することのできるものに限る。）
機械装置・工具器具費	機械装置及び工具器具の購入、製作及び借用（補助事業の期間に限る。）に要する経費（汎用性があるものを除く。）
試験検査費	試作品等の試験、検査及び分析に係る経費
知的財産権等関連経費	特許権等の知的財産権等の取得のため特許庁に納付する手数料、国際規格認証の取得のため審査登録機関等に支払う手数料、他社の開放特許の使用料（補助事業の期間に限る。）等
委託費	補助事業の実施に必要な業務の一部（自ら実行することが困難なものに限る。）を第三者に委託又は外注するために支払われる経費
専門家謝金・旅費	補助事業の実施のために招へいした学識経験者等の専門家に支払われる謝金、宿泊費及び交通費
広告宣伝費	補助事業で研究開発した新製品等に係る広告宣伝に要する経費

- 注 1 補助対象となる委託費及び広告宣伝費の額は、単独枠の場合にあってはその合計額が75万円（税抜き）、コンソーシアム枠の場合にあってはその合計額が150万円（税抜き）を上限とする。
- 2 広告宣伝費のみを補助対象経費とする申請は認めない。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
 名 称
 代表者職氏名
 （個人にあつては、住所及び氏名）

高松市研究開発事業補助金交付申請書

次のとおり高松市研究開発事業補助金の交付を受けたいので、高松市研究開発事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助対象事業区分 (いずれかにチェックを記入)	<input type="checkbox"/> 単独枠 <input type="checkbox"/> コンソーシアム枠		
補助率 (いずれかにチェックを記入)	<input type="checkbox"/> 2 / 3 <input type="checkbox"/> 3 / 4（地域課題の解決に資する事業の場合）		
補助申請額	円		
着手・完了予定年月日	着手予定年月日	年	月 日
	完了予定年月日	年	月 日
申請担当	氏名	電話番号	
	役職	E-mail	
同意欄 (チェックを記入)	<input type="checkbox"/> この申請に当たり、市において申請者の法人登記の 情報及び高松市税の納付状況について確認することに同意します。		
添付書類			
(1) 事業計画書（様式第 2 号） (2) 事業実施スケジュール（様式第 3 号） (3) コンソーシアム体制調書（様式第 4 号） (4) コンソーシアム構成員調書兼同意書（様式第 5 号） (5) 収支予算書（様式第 6 号） (6) 誓約書（様式第 7 号） (7) 補助対象経費の見積書の写し又は当該見積りの額を確認することのできる書類 (8) 発行後 3 月以内の履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。上記同意欄にチェックを記入した申請者及びコンソーシアム枠の申請においてコンソーシアム構成員調書兼同意書の同意欄にチェックを記入したコンソーシアムの構成員については、添付を要しない。） (9) 発行後 3 月以内の住民票の写し（個人の場合に限る。） (10) 直近 3 か年の確定申告書等の写し（個人の場合に限る。） (11) 直近 3 期分の貸借対照表及び損益計算書等（法人の場合に限る。） (12) 市外に主たる事業所又は事務所（個人の場合にあつては住所）を有するコンソーシアムの構成員が交付申請日において納期を過ぎた市区町村税に滞納の無いことを証する書類 (13) その他市長が必要と認める書類			

注 1 (3)・(4)・(12)は、コンソーシアム枠での交付の申請をする場合にのみ添付してください。

2 コンソーシアム枠での交付の申請をする場合は、(8)～(11)は、当該コンソーシアムを構成する全ての者について添付してください。

事業計画書

1 事業の名称

2 自社の内容

（1）事業内容

（2）これまでの主な事業実績

（3）自社の強み・弱み

（4）自社の現在の課題

3 本事業を実施するに至った背景及び事業目的

4 事業内容

(1) 実施する補助事業の具体的な内容

(2) 本事業の実施において活用を予定している自社の技術や技能
(第三者に委託し実施する場合は、その旨を記載すること。)

(3) 事業の特徴

ア 新規性・革新性

イ 妥当性

ウ 実現可能性

5 事業実施体制（組織・人員）

6 市場の現状・今後の市場規模拡大の可能性

(1) 販売先・ターゲットとなるユーザー

(2) 需要の見込み

(3) 本事業に係る市場の現在の規模

(4) 販路開拓の方法及び課題

(5) 今後の市場規模拡大の可能性

7 将来の展望

(1) 商品化の計画・スケジュール

(2) 売上目標

年	円（積算根拠）
年	円（積算根拠）
年	円（積算根拠）

(3) 地域経済活性化への波及効果

(4) 将来的な自社の事業拡大や新たな事業展開の可能性

8 地域課題解決に資する事業であることの説明（補助率3／4の適用を申請する場合に記載してください。）

（1） 解決しようとする地域課題の具体的内容（現状、問題点等）

（2） 地域における補助事業の必要性

（3） 地域課題の解決方法

（4） 本事業により実現する地域の姿、地域課題を解決することで期待される効果

様式第3号（第7条関係）

事業実施スケジュール

申請者名	
------	--

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年度目												
2年度目												
3年度目												

注 補助金の交付の申請の日が属する年度から商品化（交付の申請の日から概ね3年以内）までの期間について記載してください。

1 コンソーシアムの概要に関する事項

コンソーシアム 設立の目的	
設立経緯 (取引関係の有無等)	
現在の活動内容	
補助事業完了後 の活動計画	

2 コンソーシアムの構成員に関する事項

NO	構成員の名称	構成員の所在地	代表者職氏名	主 営 業 所 所 在 地	本事業において構成員が 担う具体的な役割
1					
2					
3					
4					
5					

様式第5号（第7条関係）

コンソーシアム構成員調書兼同意書

(1) コンソーシアムの 構成員の名称 (記入者)	商号・屋号			
	代表者職氏名			
(2) ホームページアドレス				
(3) 担当者	(所属部門) TEL :	(氏名) e-mail :		
(4) 資本金又は 出資の総額	円			
(5) 従業員数 (常時雇用)	人			
(6) 本事業の従事者	No.	所属部門	役職	氏名
	1			
	2			
	3			
(7) 主な株主と その出資比率 又は株主構成				
(8) 主な業務内容と 売上構成				
(9) 主な取引先				
(10) 決算状況	決算期	3期前	2期前	前期
	売上高	円	円	円
	営業利益	円	円	円
	経常利益	円	円	円
	当期利益	円	円	円

同意欄 ※補助金の申請者を除くコン ソーシアムの構成員のみ チェックを記入してくださ い。 ※必ず(1)の記入者本人が チェックを記入してくださ い。	<input type="checkbox"/>	高松市研究開発事業補助金（以下「補助金」という。） の申請に当たり、市が、私の法人登記の情報（法人に限 る。）及び高松市税の納付状況について確認すること及 びその確認結果を補助金の申請に係る審査に必要な範囲 において、市から補助金の申請者に共有することに同意 します。
		補助金の申請者の名称 ()

注 1 コンソーシアムを構成する全ての者それぞれについて提出してください。

2 (8)は、現在の商品ごとの売上割合を記載してください。

様式第6号（第7条関係）

収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	内 訳
市補助金		
申請者負担金		
その他収入		
計		

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	内 訳
計		

- 注 1 支出の部の区分の欄は別表に定める費目ごとの名称を、内訳の欄は、事業に係る経費の使用目的等を具体的に記載してください。また、消費税及び地方消費税の額は、費目ごとに名称を記載した行とは別の行に、これらに係る税額の総額を記載してください。
- 2 補助対象となる委託費及び広告宣伝費の額は、単独枠の場合にあってはその合計額が75万円（税抜き）、コンソーシアム枠の場合にあってはその合計額が150万円（税抜き）を上限とします。
- 3 広告宣伝費のみを補助対象経費とすることはできません。

3 補助申請額

補助対象経費の合計（税抜）	×	補助率 （いずれかに○）	=	補助申請額
円		2/3 ・ 3/4		円

（1,000円未満切捨て）

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
代表者職氏名
（個人にあつては、住所及び氏名）

誓約書

申請者は、高松市研究開発事業補助金の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。

記

- 1 申請者は、高松市研究開発事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条第1号に掲げる中小企業者であつて、今後も市内で事業を継続する意思を有する者であることに相違ありません。
- 2 申請者は、要綱第3条第2項第1号に規定するみなし大企業ではありません。
- 3 コンソーシアム枠を申請する場合にあつては、コンソーシアムの構成員に要綱第3条第2項第2号から第11号までに掲げる者に該当する者は含まれていません。
- 4 第7条に規定する補助金の交付の申請の日（以下「交付申請日」という。）において、市区町村税のうち納期限の到来した税額を滞納している者ではありません。
- 5 申請者は、補助対象事業と同一の事業に対して、国、県その他各種団体等から別の補助金の交付を受けた、又は受ける予定の者ではありません。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者ではありません。
- 7 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う事業者ではありません。
- 8 申請者は、政党その他の政治団体ではありません。
- 9 申請者は、宗教上の組織又は団体ではありません。
- 10 申請者は、法人格のない任意団体ではありません。
- 11 申請者は、交付申請日において高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止措置が講じられている者ではありません。
- 12 申請者は、市長が、必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けます。また、市監査委員から要求があるときはいつでも監査を受けます。
- 13 申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。
- 14 申請書及び添付書類の内容に偽りはありません。虚偽の記載や不正があつた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、その全部又は一部を市の定めた期限までに返還します。

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市研究開発事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市研究開発事業補助金の交付については、次のとおり決定したので、高松市研究開発事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

- 1 補助金の交付予定額 円
- 2 補助率
- 3 交付の条件
 - (1) この補助金は、高松市研究開発事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
 - (2) 補助事業に着手したときは高松市研究開発事業着手届（様式第 10 号）を、当該補助事業が完了したときは高松市研究開発事業完了届（様式第 11 号）を直ちに市長に提出しなければなりません。
 - (3) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき（軽微な変更の場合を除く。）。
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - ウ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
 - (4) 補助事業が完了したときは、その完了をした日から起算して 20 日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る市の会計年度の 2 月 28 日のいずれか早い日までに、高松市研究開発事業補助金実績報告書（様式第 15 号）に関係書類を添えて市長に提出しなければなりません。
 - (5) 補助事業が完了した日から起算して 1 年を経過した日の後及び補助事業が完了した日から起算して 2 年を経過した日の後遅滞なく、高松市研究開発事業実施効果報告書（様式第 19 号）に関係書類を添えて市長に提出しなければなりません。
 - (6) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
 - (7) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
 - (8) 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第9号（第9条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市研究開発事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市研究開発事業補助金の交付
については、交付をしないことに決定したので、高松市研究開発事業補助
金交付要綱第9条の規定により通知します。

交付をしない理由

様式第10号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地

名 称

代表者職氏名

（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市研究開発事業着手届

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業に、次のとおり着手したので、高松市研究開発事業補助金交付要綱第11条の規定により届けます。

補助事業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
着手年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

様式第 1 1 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地

名 称

代表者職氏名

（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市研究開発事業完了届

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業が、次のとおり完了したので、高松市研究開発事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により届けます。

補助事業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

様式第12号（第12条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地

名 称

代表者職氏名

（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市研究開発事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業について、次のとおりその内容を変更したいので、高松市研究開発事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

変更する事項		
変更の 内 容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更後の着手・ 完了予定年月日	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
変更後の 補助申請額	円	
添付書類	(1) 変更後の事業計画書（様式第2号） (2) 変更後の収支予算書（様式第6号） (3) 変更後の内容を確認することのできる書類 (4) その他市長が必要と認める書類	

様式第13号（第12条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市研究開発事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更については、次のとおり決定したので、高松市研究開発事業補助金交付要綱第12条第4項の規定により通知します。

- 1 変更の内容
- 2 変更後の補助金の交付予定額 円
- 3 補助率
- 4 交付の条件
 - (1) この補助金は、高松市研究開発事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
 - (2) 補助事業に着手したときは高松市研究開発事業着手届（様式第10号）を、当該補助事業が完了したときは高松市研究開発事業完了届（様式第11号）を直ちに市長に提出しなければなりません。
 - (3) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき（軽微な変更の場合を除く。）。
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - ウ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
 - (4) 補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る市の会計年度の2月28日のいずれか早い日までに、高松市研究開発事業補助金実績報告書（様式第15号）に関係書類を添えて市長に提出しなければなりません。
 - (5) 補助事業が完了した日から起算して1年を経過した日の後及び補助事業が完了した日から起算して2年を経過した日の後遅滞なく、高松市研究開発事業実施効果報告書（様式第19号）に関係書類を添えて市長に提出しなければなりません。
 - (6) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
 - (7) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
 - (8) 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第14号（第12条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地

名 称

代表者職氏名

（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市研究開発事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、高松市研究開発事業補助金交付要綱第12条第5項の規定により申請します。

中止（廃止）の理由	
中止（廃止）予定年月日	年 月 日
中止の場合の再開予定年月日	年 月 日

様式第15号（第13条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
代表者職氏名
（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市研究開発事業補助金実績報告書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業について、高松市研究開発事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて、実績報告をします。

補助対象事業区分 (いずれかにチェックを記入)	<input type="checkbox"/> 単独枠 <input type="checkbox"/> コンソーシアム枠
補助率 (いずれかにチェックを記入)	<input type="checkbox"/> 2 / 3 <input type="checkbox"/> 3 / 4
補助金の額	円
着手・完了年月日	着手年月日 年 月 日 完了年月日 年 月 日
事業の効果	
添付書類	
(1) 事業実績書（様式第16号） (2) 収支決算書（様式第17号） (3) 補助事業の執行において締結をした契約書、請書等の写し (4) 補助対象経費を支払ったことを確認することのできる書類の写し (5) 補助事業の成果を確認することのできるもの（写真撮影が可能なものである場合はその写真） (6) その他市長が必要と認める書類	

様式第16号（第13条関係）

事業実績書

1 事業の名称

2 具体的な事業の内容

3 補助事業の成果物（その成果を確認することのできるもの（写真撮影が可能なものである場合はその写真）を添付すること。）

名 称	説 明

4 補助事業により開発された製品等の今後の計画

当初の事業計画から変更のある場合はその変更が分かるように記載してください。

(1) 商品化の計画

(2) 売上目標

_____年 円（積算根拠）
_____年 円（積算根拠）
_____年 円（積算根拠）

様式第17号（第13条関係）

収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 引 増減額	内 訳
市補助金				
申請者負担金				
その他収入				
計				

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 引 増減額	内 訳
計				

- 注 1 収支予算書と対比できるように記載してください。また、消費税及び地方消費税の額は、別表に定める費目ごとに名称を記載した行とは別の行に、これらに係る税額の総額を記載してください。
- 2 補助対象となる委託費及び広告宣伝費の額は、単独枠の場合にあってはその合計額が75万円（税抜き）、コンソーシアム枠の場合にあってはその合計額が150万円（税抜き）を上限とします。
- 3 広告宣伝費のみを補助対象経費とすることはできません。

3 補助金の額

補助対象経費の合計（税抜）	×	補助率 （いずれかに○）	=	補助金の額
円		2 / 3 · 3 / 4		円

(1,000円未満切捨て)

様式第18号（第14条関係）

高松市指令 第 号

様

年 月 日付で申請のあった高松市研究開発事業について、次のとおり条件を付けて補助金として 円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は、高松市研究開発事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- 2 補助事業が完了した日から起算して1年を経過した日の後及び補助事業が完了した日から起算して2年を経過した日の後遅滞なく、高松市研究開発事業実施効果報告書（様式第19号）に関係書類を添えて市長に提出しなければなりません。
- 3 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- 4 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 5 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地

名 称

代表者職氏名

（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市研究開発事業実施効果報告書

年 月 日付け高松市指令 第 号に基づき高松市研究開発事業補助金の交付を受けた補助事業について、高松市研究開発事業補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり関係書類を添えて、事業実施効果の報告をします。

注

補助金の額		円	
完了年月日		年 月 日	
1 回 目	事業の効果	報告年月日	年 月 日
		内 容	
	売上実績等	売上目標	円
		売上実績	円
2 回 目	事業の効果	報告年月日	年 月 日
		内 容	
	売上実績等	売上目標	円
		売上実績	円
添付書類		(1) 売上実績が分かる書類 (2) その他市長が必要と認める書類	

- 1 1回目は、補助事業が完了した日から起算して1年を経過した日の後、2回目は、当該補助事業が完了した日から起算して2年を経過した日の後遅滞なく提出してください。
- 2 2回目は、1回目の事業実施効果を記載した報告書の内容も記載して提出してください。